

第1回尾張旭市障害者地域自立支援連携会議についての意見等及び回答

令和4年2月

(1) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置について

安心して暮らせるまち作りのため、必要だと思えます。 ケアが必要だからと諦めた生活を送るのではなく、足りないものは何かを協議できる場は必要です。 医療・福祉サービスが中心だとは思いますが、足りないものを地域サービスで補い（ないものは作る）、いずれは国としてのサービスに持っていけるような協議の場になるといいです。	医療的ケアを必要とするお子さんが適切な支援を受けられるよう、関係機関との連携を強化していきたいと考えています。
医療的ケア児支援部会の構成員に瀬戸保健所を入れてほしい。 理由：保健所では、小児慢性特定疾病の医療給付の受付及び支援を行っている。患児の中には、医療的ケア児も多くいるため。	事務局で検討した結果、瀬戸保健所のかたにも本協議の場に御参加いただき、地域連携強化を図ってまいります。
資料1－1：6行目について、医療的ケア児の対応については、生まれてから地域での生活がライフステージを通して実施できるよう相談機関の連携がとても大切だと思えます。そのためには、医療機関、子どもの発達センター、児童発達支援センター、相談支援事業所、そして基幹センターへと情報が流れていく仕組みを再確認できると良いと思えます。	各関係機関の垣根を超えて、切れ目のない支援が実施できるための体制を整備していきたいと考えています。

資料1－3について、計画の③医療的ケアコーディネーターの必要人数の確保は大切であると思います。合わせてコーディネーターの役割の明確化と関係機関への周知が必要と感じます。	今後の協議の場において、コーディネーターの役割やその周知方法等について検討していきたいと考えます。
児童発達支援センターの役割の明確化と周知 医療的ケア児支援法の周知、理解促進 切れ目ないサービスの提供についての調査・検証 居住地域による地域格差の検証	医療的ケア児だけではなく、障がいのある児童に対する支援先の一つとして、児童発達支援センターは中核的な役割を果たすものと考えます。 また、今後は「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」への理解促進・普及啓発に努めてまいります。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築のための協議の場の設置について

令和5年度末までに設置をするなら、早く準備をしていくべきだと思います。協議の場に当事者を呼ぶことが困難なのかもしれない（時間がかかると、確約が取れない等）。 事前に話ができる当事者の訴えを聞ける場は設けるべき。 地域づくりのため、意見を活用させてもらいたいこともお願いし、出てきた話を協議できる形でもよいのではないのでしょうか。 ここでも足りないものを地域サービスで補えるものは何かを考え作っていくべきだと思います。	精神障がい者支援部会（＝「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム構築に関する協議の場」）では、地域の現状と課題を踏まえた地域のあべき姿を検討する必要があります。 そのため、令和4年度を協議の場設置のための準備期間と位置づけ、地域の課題それぞれについて、必要な関係者を集め、目標設定と役割分担の素案作りを行っています。 なお、令和4年度にご意見をいただく関係者は、協議の場の構成員の枠にとらわれず、それぞれの課題に応じて事務局で調整したいと考えています。
--	--

保健・医療・福祉関係者等による協議の場が設置されればよいと思われる。 構成員が保健・医療・福祉関係者等がいればよいと思われま。 また、精神障がい者が自宅で生活するためには、地域住民の理解も必要と考えます。	地域住民の理解を得るためにも、協議の場には民生委員の方の参加も依頼する予定です。
精神障がい者の支援に対して、精神疾患が後発の疾患の場合が多く、親、当事者など含めたサポートの協議の場は必要だと思う。 施策の項目も幅が広いため、まずはできるところから少しずつ検討し進めていく。とても興味のある分野なので、ぜひ協力していきたい。	協議の場には家族会にご参加いただく予定であり、ワーキンググループで事業を具体的に推進していく段階では、当事者の声も取り入れていく必要があると考えています。
知的・身体障がいに対して精神の障がいは成長してから発病するので、親も年齢が上がって、日常生活での当事者のケアは厳しいものがあつたように思えます。このようなケアシステム構築のための協議の場の設置ということで大いに期待したいと思います。	協議の場を設置することで、当事者家族が抱える悩み等を医療・保健・福祉関係者で広く共有し、地域の多様な機関が連携した支援体制を構築していきたいと考えています。

(3) 緊急時支援事前登録シートの活用について

今後の活用方法について引き続き検討していきます。	活用していくべきだと思います。
利用実績はありません。	令和3年4月1日施行の居室確保事業及び支援員確保事業についての利用状況についてお伺いできればと思います。
今後の活用方法について引き続き検討していきます。	事前登録が可能な方について、緊急時に備え登録していただくことでスムーズな受け入れにつながると思いますので、とても良いと思います。
虐待等の緊急時の避難先として利用するケースも考えられるため、場所の公表はしていません。	以前、プロジェクトにおいて課題として挙げられていた、事前の宿泊場所等の周知については現在どのような運用をされているのでしょうか。実情についてお伺いできればと思います。

緊急時シートは、今回の資料のように、ひな形が統一されていると非常にありがたいし使いやすい。実際の場で広めていきたい。

各福祉部門や、同一事業所内での告知と使用方法など、どうしていかを検討したい。

現在は、相談支援部会を通して相談支援専門員へ各自担当している方の把握を依頼しています。

事業所内での共有・告知方法等は今後検討していきます。